

バイオ燃料の大幅な生産・利用拡大に係る平成20年度税制改正予定事項について

バイオ燃料の利用促進を図るため、以下の税制措置を創設予定

- バイオエタノール混合ガソリンに係るガソリン税の軽減措置
- バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置

バイオ燃料そのものに関する税制



ガソリン税（揮発油税、地方道路税）

- 措置事項：バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税を軽減（53.8円/ℓの免税）

※ 揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による揮発油特定加工業者（仮称）の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施。

バイオ燃料製造設備に係る税制



固定資産税

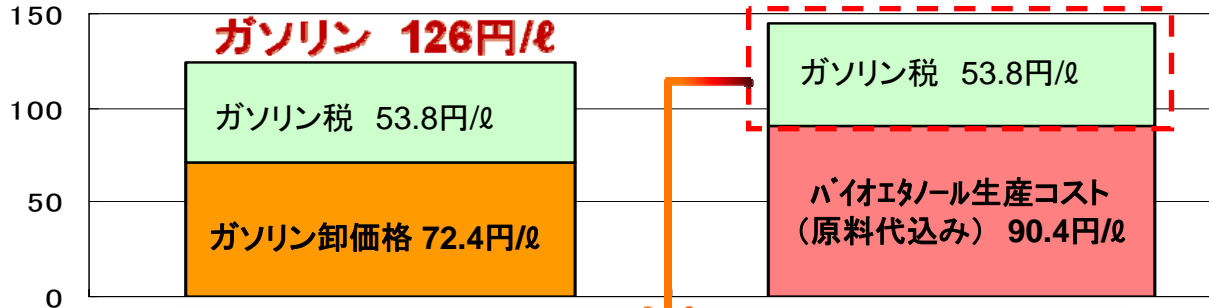
- 措置事項：バイオ燃料製造設備に係る固定資産税を軽減（特例率1/2、特例期間3年間）
- 対象設備：バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、木質ペレットの各製造設備

※1 バイオ燃料製造に際して、農林漁業者とバイオ燃料製造事業者との連携を促すためのメリット措置。

※2 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の成立を前提に措置見込み。

参考

【バイオ燃料の生産コスト】



バイオエタノールを3%混合したガソリンの場合、

1ℓ当たり $53.8円/ℓ \times 0.03 = 1.6円$ が免税

バイオエタノール 144円/ℓ
 (※糖みつを原材料とした場合による試算)

平成20年度税制改正大綱(19年12月13日)
 (バイオ燃料税制関係抜粋)

第三 平成20年度税制改正の具体的内容

四 環境問題、安心・安全への配慮 (国 税)

11 京都議定書の第一約束期間におけるバイオマス由来輸送用燃料の導入を促進する観点から、ガソリンの品質確保等に係る所要の制度整備を踏まえ、バイオマス由来燃料を混和して製造されたガソリンについて、バイオマス由来燃料に含まれるエタノールに相当する揮発油税及び地方道路税を軽減する措置を平成25年3月31日までに限り講ずる。
 (注)上記の改正は、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正による揮発油特定加工業者(仮称)の登録制度及び品質確認義務の導入時期に合わせて実施する。

九 農林漁業対策 (地方税)

1 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(仮称)の制定に伴い、同法の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税について、所要の税制上の措置を講ずる。

※ガソリン税53.8円/ℓ = 揮発油税48.6円/ℓ + 地方道路税5.2円/ℓ、ガソリンについては2007年8-10月の平均卸価格(出典:石油情報センター)